



2025年4月25日

各 位

会社名 ウルトラファブックス・
ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉村 昇
コード番号 4235
問合せ先 管理部長 河辺 尊
電話番号 042-644-6515

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年5月16日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 42,000株
(3) 処分価額	1株につき 679円
(4) 処分総額	28,518,000円
(5) 処分先及びその人数並びに 処分株式の数	当社の取締役（※） 4名 42,000株 ※監査等委員である取締役を除く

2. 処分の目的及び理由

当社は、2018年3月29日開催の当社第53回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度を設けること、及び同譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額100百万円以内として設定すること、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は30,000株を上限とすること（株式分割により上限は60,000株に調整されております）及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間から10年間までの間で当社取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

本日、当社取締役会決議により、当社第61期事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名に対し、金銭報酬債権合計28,518,000円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式

42,000株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する額は、報酬諮問委員会の賛同する旨の意見を得ております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

なお、割当対象者が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるためという本制度の導入目的を中長期的に実現する観点から、譲渡制限期間を3年間としております。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

2025年5月16日から2028年5月16日まで

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に、当社及び当社取締役会が定める当社完全子会社の取締役及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、本割当株式を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

ただし、(i)退任又は退職と同時に当社又は当社の取締役会が定める当社の完全子会社の取締役又は使用人のいずれかの地位に就任又は再任する場合、(ii)任期満了その他当社取締役会が正当と認める理由により当社及び当社の完全子会社の取締役及び使用人のいずれかの地位からも退任又は退職した場合、及び(iii)死亡により退任又は退職した場合には、本割当株式数から、給付日を含む月から退任又は退職した日を含む月までの月数を36で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合は1とする。）に本割当株式数を乗じた数を除いた数の本割当株式につき、当然に無償で取得するものとします。ただし、取締役会が特に承認する場合には、無償で取得しないこともできます。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

③ 譲渡制限の解除条件

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社取締役会が定める当社完全子会社の取締役又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由（任期満了等）により、本譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社取締役会が定める当社完全子会社の取締役及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合又は死亡により退任若しくは退職した場合には、当該時点又は株式を交付することとなる日の属する事業年度に係る有価証券報告書（交付することとなる日が事業年度開始後6ヶ月以内の日である場合は半期報告書）が提出される日のいずれか遅い時点において譲渡制限を解除するものとします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMB C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものいたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、2025年5月から当該承認の日を含む月までの月数を36で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。（ただし、株式を交付することとなる日の属する事業年度に係る有価証券報告書（交付することとなる日が事業年度開始後6ヶ月以内の日である場合は半期報告書）が提出される日以前である時は、当該日まで本譲渡制限を解除しない）。

この場合、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式の処分における価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2025年4月24日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である679円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的なもの、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上